

厳しさ増す中国環境規制

—日本の環境技術を活かすチャンスか

日中環境協力支援センター(有)

取締役社長 **大野木昇司**

2006年の第11次五カ年計画以降、中国では環境規制や環境インフラ整備を強化してきており、その結果として環境・省エネ産業も拡大している。中でも2012年の習近平政権発足後は、それまでの流れを踏襲するものの、汚職撲滅の流れの中で環境規制・罰則を厳格に適用するようになってきた。ここ数年で顕著になった動きは以下の通りとなる。

- ① PM2.5問題を契機とした大気汚染対策
- ② PPPやCO₂汚染排出権取引など経済政策
- ③汚職対策や罰金を含めた罰則や規制の強化
- ④環境監視と情報公開、苦情の受付
- ⑤専門家の活用
- ⑥環境・省エネ・新エネ産業の新興

これらは現在の動向であるのみならず、当面はこの方向性での取り組みが続くと思われる。この他、①今後はVOC(揮発性有機化合物)規制や土壌・水汚染対策の強化、②2015年は第12次五カ年計画最終年での駆け込み需要、が注目される。またこの環境対策の流れの中で、環境面の法律・行政法規・地方法規・基準規範等が数多く整備されており、現地日系企業はきめ細かい環境対策情報の収集と対策が求められるようになっている。

本稿ではこれらを踏まえ、罰則や環境情報公開を強化した環境保護法の改定とその下位法令、住民の環境意識の高まりやネット普及による影響、大気・水・土壌の行動計画、気候変動対策、専門

家活用の方針の現れとしての新環境大臣就任、日系企業の中国での環境対応の留意点と中国環境ビジネスの状況についてまとめる。

罰則と情報公開を大幅強化

環境保護法が2014年に25年ぶりに改定され、2015年1月1日から施行されたが、現在は付随細則の策定を進めている。日本とは異なり、中国の法律では原則・方針・方向性しか規定されておらず、実際の具体的運用や罰則等の詳細は、下位法令や地方法令、基準等で規定され、それら下位法は法律施行以後に公布策定されるものも多い。

新環境保護法の原則・方針・方向性の特徴として、次の5点が挙げられる。

①日数罰金制度と罰金上限の撤廃

汚染行為のある企業に罰金処分を科し、改善命令を受けても改善しない場合、行政機関は元の罰金額に基づき日数に応じて連続で罰金(日数連続罰金)を科することができる。地方法規では、日数連続罰金対象の違法行為の種類を追加可能とした。新法では罰金額が引き上がるだけでなく、上限もなくなる。このため、速やかに改善を行わなければ高額な罰金が科されることになる。

②違法な汚染排出で、生産停止・拘留・刑事処罰

罰金のみならず、他の行政処罰等の措置を組み合わせることが大きな特徴である。例えば、企業が汚染濃度規制や重点汚染総量規制を超過した場